

「滝川市障がい者計画（令和５年度～令和９年度）」の策定について

1 計画の位置づけ

障がい者計画は、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

障害者基本法に基づく「障がい者計画」

基本目標1	地域生活の充実と障がいの特性に応じたサービスの提供
基本目標2	生涯にわたる支援の継続
基本目標3	自立と社会参加の実現
基本目標4	権利擁護・理解の推進
基本目標5	生活環境の整備と防災・防犯対策

「障がい者計画」（５か年計画）の下位計画として

「障がい福祉計画」（３か年計画）があります。

障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」

- ・障がい福祉サービス
 - 訪問系サービスの見込量
 - 日中活動系サービスの見込量
 - 居住系サービスの見込量
- ・相談支援・地域相談支援
- ・地域生活支援
- ・障がい児通所支援

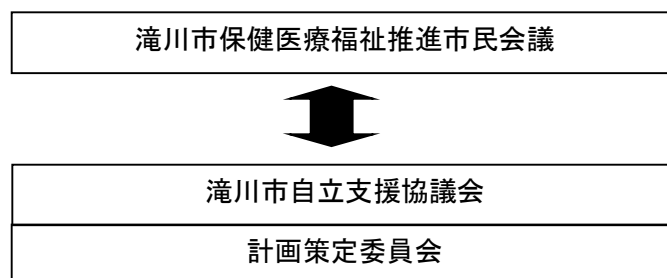
（「第６期障がい福祉計画」は令和２年度策定済）

2 計画の期間

H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9
滝川市障がい者計画 (H20～H24)					改定計画 (H25～H29)					改定計画 (H30～R4)					改定計画 (R5～R9)				
	第２期 障がい福祉計画		第３期 障がい福祉計画		第４期 障がい福祉計画		第５期 障がい福祉計画		第６期 障がい福祉計画										

3 計画の策定体制

保健医療福祉推進市民会議を計画策定の総括機関とし、障がい者等への支援の体制の整備を図るため関係機関等により構成される「滝川市自立支援協議会」において計画策定委員会を設置して検討を進めます。



4 計画策定のスケジュール

計画策定のスケジュールは下表のとおりですが、専門部会と位置付ける策定委員会の進行状況などにより開催が変更になる場合があります。

月 日	市民 会議	策定 委員会	内 容
R4 年 10 月	○		計画策定の概要（諮問）
		○	前計画の実績等の提示と意見聴取
11 月		○	計画（素案）の検討
12 月		○	計画（素案）のとりまとめ
R5 年 1 月中旬	○		計画（素案）の報告及び計画（案）の検討
1 月下旬	○		計画（案）の報告（答申）
3 月			計画策定